

第三者からの情報取得事件:費用等一覧表

(千葉地方裁判所松戸支部以外の支部用)

申立手数料	1,000円 (収入印紙で納付)
目録写し (押印されていないもの)	各1部
予納金 (申立後、保管金提出書を郵送)	2,000円×〔第三者の数〕 (※)給与・不動産の場合は不要
申立人(代理人)への直送用封筒 ※すべての封筒に110円切手を貼付 (下表の内訳に含んでいます。)	預貯金・振替社債等：〔第三者の数〕+1通 給 与：〔第三者の数〕 不 動 産：不要

申立ての内容	債権者、第三者が各1名の 場合の郵券切手の額	第三者が1名増加するごと に加算すべき郵券切手の額
預貯金・振替社債等	2,250円分	1,360円分
	内 訳 ----- 500円 3枚 110円 3枚 100円 1枚 50円 4枚 20円 5枚 10円 2枚	内 訳 ----- 500円 2枚 110円 1枚 100円 1枚 50円 2枚 20円 2枚 10円 1枚
給 与	3,470円分	1,360円分
	内 訳 ----- 500円 5枚 110円 3枚 100円 3枚 50円 4枚 20円 6枚 10円 2枚	内 訳 ----- 500円 2枚 110円 1枚 100円 1枚 50円 2枚 20円 2枚 10円 1枚
不 動 産	3,360円分	/
	内 訳 ----- 500円 5枚 110円 2枚 100円 3枚 50円 4枚 20円 6枚 10円 2枚	

(令和6年10月版)